

袋井南コミュニティセンター「南風館」使用料

使用料の改定内容

(単位：円)

区分	使用料(基本)		
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
袋井中央ホール (地域主催事業)	7,150	10,000	10,000
袋井中央ホール (その他)	10,000	14,300	14,300
和室(まき)	550	820	1,370
和室(ばたん)	550	820	1,370
ホール	1,320	1,650	2,470
小会議室	280	420	710
中会議室	660	990	1,650
大会議室	660	990	1,650
調理室	1,100	1,430	1,980

- 1 利用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、上記の区分による使用料（以下「所定使用料」という。）の100分の200に相当する額を加えた額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合は、所定使用料の100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 3 空調設備機器による冷暖房を利用する場合は、所定使用料の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- 4 上記使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 5 袋井南コミュニティセンター袋井中央ホール（以下「袋井中央ホール」という。）及び袋井中央ホールと併用して利用する会議室等の利用時間については、「午後9時30分」とあるのは、「午後10時」とする。

※ 入場料又は入場料に類するものとは、前売り券、当日券、入場整理券等の入場の対価として入場者から徴収する金銭のことで、入会金、会費、月謝などはこれに類するものとみなします。
また、商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動に該当する場合も含まれます。

袋井南コミュニティセンター 南風館

☎ 0538-43-3386

袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

☎ 0538-44-3107 (直通)

